



第66回

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

企業グループ内の法人間で行われる取引（シェアードコスト取引など）については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、また、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合には、保存書類によりその法人の経費の支払額が適正なものであるか十分に確認することができないことから、正確な実態確認ができない事例が把握されています。

内国法人に対して企業グループ内取引の詳細が分かる一定の資料について、取得・作成及び保存を義務付けることで、課税関係の適正性を確保する目的で導入されます。

(2) 内容

企業グループ内の法人間で一定の取引を行った場合には、支払を行う法人の法人税の課税所得の計算上保存が義務付けられている書類等とその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引における支払金額の計算の明細及びその取引に係る支払金額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、これらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することを義務付ける措置を講じられます。

※令和 8 年 4 月 1 日施行。

2. 書類保存がない場合の影響

法人税法上、帳簿書類の保存義務は従来から定められていますが、取引価格の算定根拠となる書類が保存されていない場合、青色申告の承認が取り消される可能性があるため注意が必要です。

3. 対応策

この改正により、企業グループ内の関連者との取引において、取引の内容や支払額の根拠に關

| | |
|---|---|
| <p>関連者</p> | <p>移転価格税制における関連者と同様の基準により判定</p> <p>① 一方の法人が他方の法人の株式等の50%以上を直接又は間接に保有する（親子関係）</p> <p>② 同一の者によって株式等の50%以上を直接又は間接に保有される法人（兄弟関係）</p> <p>③ 一方の法人が他方の法人を実質的に支配している関係（役員の兼務など）（実質支配関係）</p> <p>④ 上記①～③が連鎖することで生じる関係</p> |
| <p>特定取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る）</p> | <p>① その関連者がその内国法人に対して行う次の資産（以下「工業所有権等」という。）の譲渡又は貸付け</p> <p>イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又は準ずるもの</p> <p>ロ 著作権（出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む。）</p> <p>ハ プログラムの著作物</p> <p>② その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの</p> <p>イ 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約等に基づき行うもの</p> <p>(イ) その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動</p> <p>(ロ) その関連者が有する専用資産をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理</p> <p>ロ その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供</p> <p>ハ 上記イ及びロの役務の提供に類するもの</p> |
| <p>取引関連書類等</p> | <p>取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類で、法人税法等の規定により保存しなければならないこととされているもの。</p> |

する詳細な書類の整備が義務付けられます。対象法人は、中小企業も対象になります。

取引内容を精査して、具体的な金額算定根拠を作成し保存することが重要です。

（税理士 光廣 昌史）



税理士法人 光和パートナーズ
株式会社 オフィスマツヒロ

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007

お申込みはHPから

URL / https://www.office-m.co.jp/

2026年 第2回 家族を幸せにする相続セミナー

「生前贈与」を活用した相続対策

相続は、発生する前から計画的に準備をすることが重要となります。今回は、相続と切り離して考えることのできない贈与について「贈与税」の基本からお話します。また、「生前贈与」を活用した相続対策を具体的な事例と共に解説いたします。生前贈与によって、将来発生する相続税の負担を減らし、準備する納税資金を少なくすることが可能です。そして、節税をより効果的にするには、贈与するタイミングとその目的がとても重要になります。ぜひ、ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。

- ◆日 時 2026年5月13日(水) 14:00～16:00
- ◆講 師 代表取締役・税理士 光廣 昌史
- ◆会 場 てらまちビュー空権(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D

- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆定 員 8名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
総合企画部 / 下田・和田